

静岡市中小企業DX等人材育成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、市内中小企業者の経営者及び従業員の能力向上を図り、もって市内産業の高度化及び持続的発展を実現するため、市内のDX等人材育成支援事業に取り組む事業者又は団体（以下「事業者等」という。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「DX等人材育成支援事業」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事業であって、事業者による在職者の人材育成を目的としたものをいう。ただし、資格取得を目的とするものを除く。

- (1) DX・デジタル人材育成事業 デジタル技術を活用した業務効率化や生産性の向上による業務改善及びビジネスモデルの変革等を目的とした、ソフトウェア技能を習得する研修の受講をいう。
- (2) 技能・生産性向上人材育成事業 在職者の技術力向上による付加価値の向上及び多能工化等による生産性の向上を目的とした、工業製品等の加工技能等を向上する研修の受講をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者で、市長が必要があると認めるものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）であって市内に本社又は工場を保有するもの並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号の事業協同組合、同条第1号の2に規定する事業協同小組合及び同条第4号に規定する企業組合であって、市内に主たる事業所を保有するもの。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するものを除く。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者以外の事業者をいう。以下同じ。）が所有している者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める者

- (2) 構成員の3分の2以上が前号に規定する者である団体

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、DX等人材育成支援事業であって、市長が必要があると認めるものとする。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 補助対象経費を人材育成事業受講者本人が負担しているもの。
- (2) 国又は地方公共団体その他の機関から補助金等を受けているもの。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費（公租公課、消費税及び地方消費税を除く。）のうち、研修受講料並びに研修主催者の指示により購入した書籍代及び教材費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額の範囲内において市長が定める額とする。

- (1) DX・デジタル人材育成事業 補助対象経費に3分の2を乗じた額（1,000円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。）と10万円とを比較していずれか少ない額
- (2) 技能・生産性向上事業 補助対象経費に2分の1を乗じた額（1,000円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。）と5万円とを比較していずれか少ない額

2 前項の規定にかかわらず、一の事業者等（団体の構成員として補助金の交付を受ける場合を含む。以下同じ。）が前項各号に掲げる事業を併せて実施する場合における補助金の額は、前項各号の規定により算出した額を合計した額と10万円とを比較していずれか少ない額とする。

(補助回数等)

第7条 一の事業者等に対する補助金の交付は、1年度において1回限りとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者は、中小企業DX等人材育成支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、事業の着手前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者概要調書（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) 収支予算書（様式第4号）
- (4) 誓約書（様式第5号）

- (5) 登記事項証明書（申請者が法人の場合に限る。）
- (6) 事業活動の実態が確認できる書類（申請者が個人の場合に限る。）
- (7) 構成員名簿（申請者が団体の場合に限る。）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
（交付の決定等）

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、中小企業DX等人材育成支援事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知するものとする

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者が規則第5条の2各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしない。

（交付の条件）

第10条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整備し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。
- (2) 規則及びこの要綱を遵守すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

（変更、中止又は廃止の承認申請）

第11条 第9条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中小企業DX等人材育成支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第7号）に次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添付の上市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更事業計画書（様式第3号）
- (2) 変更収支予算書（様式第4号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（変更、中止又は廃止の承認）

第12条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、中小企業DX等人材育成支援事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、当該補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を得た場合を含む。）、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、中小企業DX等人材育成支援事業実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第10号）
- (2) 収支決算書（様式第4号）
- (3) 補助事業の実施を確認することができる資料
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が指定する書類
（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、中小企業DX等人材育成支援事業補助金交付確定通知書（様式第11号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（請求）

第15条 前条の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して30日以内に請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（雑則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年度の補助金から適用する。

様式第1号（第8条関係）

中小企業DX等人材育成支援事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所	〔法人にあつては、その主 たる事務所の所在地〕
申請者 氏名	
連絡担当者	
電話番号	

補助金の交付を受けたいので、静岡市中小企業DX等人材育成支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- （1）申請者概要調書（様式第2号）
- （2）事業計画書（様式第3号）
- （3）収支予算書（様式第4号）
- （4）登記事項証明書（申請者が法人の場合に限る。）
- （5）構成員名簿（申請者が団体の場合に限る。）

様式第2号（第8条関係）

申請者概要調書

1 申請者の名称

2 代表者

3 申請者の沿革

4 資本金（資金）

5 従業員数

6 業 種

主要製品等

主要取引先

7 本社所在地

電話番号

8 事務所所在地

電話番号

様式第3号（第8条、第11条関係）

事業計画書（変更事業計画書）

1 自社の課題

2 事業実施の目的

3 事業内容

（1）具体的内容

（2）事業実施スケジュール

期間 (いつ)	実施項目 (何をするのか)

4 事業実施により目標とする事業成果

様式第4号（第8条、第11条、第13条関係）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

科 目	予 算 額	決 算 額	摘要
市補助金			
合 計			

2 支出の部

科 目	予 算 額	決 算 額	摘要
対 象 経 費			
	小 計		
対 象 外 経 費			
	小 計		
合 計			

様式第5号（第8条関係）

誓約書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

申請者

住所	{ 法人又は団体にあつては、 その主たる事務所の所在地 }
氏名	
電話番号	

静岡市中小企業DX等人材育成支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を申請するにあたり、次の内容について、誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

チェック	
<input type="checkbox"/>	全ての交付対象要件を満たしています。 また、全ての申請内容は事実と相違ありません。
<input type="checkbox"/>	下記のいずれにも該当せず、みなし大企業ではありません。 （1）発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者以外の事業者をいう。以下同じ。）が所有している者 （2）発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している者 （3）大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める者
<input type="checkbox"/>	静岡市税に滞納はありません。
<input type="checkbox"/>	虚偽が判明した場合は、静岡市補助金等交付規則第16条の規定により補助金を返還します。

※全ての項目に☑を記入してください。チェック欄の全ての項目に記入がない場合は、補助金の交付を申請することはできません。

様式第6号（第9条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

中小企業DX等人材育成支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、静岡市中小企業DX等人材育成支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第9条第1項の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

1 交付決定額 円

2 交付の条件

- (1) 次に掲げる記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - ア 補助事業の目的及び内容
 - イ 補助事業の事業計画及び収入支出の予算
 - ウ 交付を受けようとする補助金の額の算出の基礎
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整備し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。
- (5) (1) から (4) までに掲げるもののほか、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号）、要綱及び市長が指示する事項を遵守すること。

様式第7号（第11条関係）

中小企業DX等人材育成支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

	住所	〔 法人にあつては、その 主たる事務所の所在地 法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名 〕
申請者	氏名	
	電話番号	

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業の変更（中止・廃止）について、承認を受けたいので、静岡市中小企業DX等人材育成支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の内容
- 2 変更（中止・廃止）の理由

様式第8号（第12条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

中小企業DX等人材育成支援事業補助金変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更（中止・廃止）については、静岡市中小企業DX等人材育成支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり承認したので、通知します。

承認の内容

様式第9号（第13条関係）

中小企業DX等人材育成支援事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

	住所	〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕
報告者	氏名	
	電話番号	

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業が完了したので、静岡市中小企業DX等人材育成支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 交付決定額 円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業実績書（様式第9号）
- (2) 収支決算書（様式第4号）
- (3) 補助事業の実施を確認することができる資料

様式第10号（第13条関係）

事業実績書

1 目的

2 事業実施内容

（1）期間

（2）具体的内容

4 目標とした事業成果の達成状況

5 事業実施に伴う自社内での変化及び今後の取組方針、課題等

様式第11号（第14条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

中小企業DX等人材育成支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した補助金の交付について確定したので、
静岡市中小企業DX等人材育成支援事業補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり通知
します。

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

様式第12号（第15条関係）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた静岡市中小企業D
X等人材育成支援事業補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地
請求者 名 称
代表者 氏 名

口座振替先金融機関名
口座種別
No.
口座名義